



重要なお知らせですのでご確認ください。

## 【マイナンバーカード継続利用手続きのお知らせ】

本日、越前町に住所を移転する『転入』手続きは終了しました。マイナンバーカードをご持参いただいていない場合は、後日改めてお手続きが必要です。

### ★ マイナンバーカード継続利用手続き

**お持ちのマイナンバーカードを新しい自治体でも引き続き使用できるようにする**お手続きです。

継続利用の手続きを90日以内に行わないと、マイナンバーカードが失効し、利用できなくなります。また、失効後の再発行には手数料（1,000円）が必要です。

### ★ マイナンバーカードの表書き

**お持ちのマイナンバーカードに新しい住所・氏名などを記載**します。越前町では、事務処理漏れを防ぐため、継続利用手続きとあわせて表書きを行っています。

### ★ 署名用電子証明書（アルファベット大文字と数字で6文字以上の暗証番号）の発行

署名用電子証明書は、住所や氏名などの変更により自動的に失効します。引き続き署名用電子証明書を活用したサービスの利用を希望する場合は、あらためて**署名用電子証明書発行**の手続きを行う必要があります。

（コンビニ交付サービスやマイナポータルで利用する、数字4文字の利用者証明用電子証明書は、失効しないのでお手続きは不要です。）

署名用電子証明書の発行については、裏面をご覧ください。

## マイナンバーカード継続利用、表書きのお手続き

☆ 次のものを**住民環境課、または宮崎・越前・織田住民サービス室へご持参ください。**

転入したご本人が来庁する場合：ご自身のマイナンバーカード

同一世帯の方が来庁する場合：転入された方のマイナンバーカードと、来庁される方の本人確認ができる書類

☆ 交付時に設定した数字4文字の**住民基本台帳用暗証番号**を入力していただきます。

事前に**全員分の暗証番号のご確認**をお願いします。

☆ 同一世帯以外の代理人が来られる場合は、委任状と来庁される方の本人確認ができる書類を**住民環境課、または宮崎・越前・織田住民サービス室へご持参ください。**

また、数字4文字の**住民基本台帳用暗証番号**は、封筒に入れるなど外から見られない状態にして、代理人にお渡しください。

## 署名用電子証明書発行のお手続き

- ☆ 転入したご本人の場合は、**マイナンバーカード**を住民環境課、または宮崎・越前・織田住民サービス室へご持参ください。
- ☆ 交付時に設定した**アルファベット大文字と数字で6文字以上の暗証番号**を入力していただきます。事前に**暗証番号のご確認**をお願いします。
- ☆ ご本人以外の代理人が来られる場合は、委任状と来庁される方の本人確認ができる書類を**住民環境課、または宮崎・越前・織田住民サービス室**へご持参ください。

代理人が来られる場合は、照会書（兼回答書）をご本人あてに郵送しますので、当日の電子証明書発行はできません。  
詳しくは、お問い合わせください。

## 各種暗証番号を忘れた場合のお手続き

- ☆ 暗証番号を忘れた場合は、暗証番号を初期化のうえ再設定します。
- ☆ 転入したご本人の場合は、**マイナンバーカード**を住民環境課、または宮崎・越前・織田住民サービス室へご持参ください。
- ☆ ご本人以外の代理人が来られる場合は、委任状と来庁される方の本人確認ができる書類を**住民環境課、または宮崎・越前・織田住民サービス室**へご持参ください。

代理人が来られる場合は、照会書（兼回答書）をご本人あてに郵送しますので、当日の暗証番号再設定はできません。  
詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先 住民環境課 0778-34-8708